

## 水戸地方裁判所委員会（第15回）議事概要

- 1 開催日時 平成21年11月24日（火）午後1時30分～午後3時30分
- 2 開催場所 水戸地方裁判所大会議室
- 3 出席者 （委員）

市村陽典，小田部卓，小野邦夫，春日偉知郎，紙屋克子，河村潤治，鈴木慶子，都築民枝，根本信義，真山淑枝，山口潔，横田由美子（敬称略）

（久保浩委員は欠席）

（事務局）

五十嵐満事務局長，中野正男民事首席書記官，  
繁田隆志刑事首席書記官，布施敏幸事務局次長，  
畠山英樹総務課長

### 4 議事概要

- (1) 新任の根本委員（平成21年8月1日付け就任）及び小野委員（平成21年10月1日付け就任）の自己紹介
- (2) 裁判員制度施行後の状況について，河村委員及び事務局から説明が行われ，裁判員制度について意見交換が行われた。
- (3) 意見交換の概要

・裁判員候補者の呼出人数が相当多いが，そんなに裁判員候補者の呼出人数が必要なのか。

・最初は「選ばれたくない」と言っていた方々が参加して良かったとの意見に変わっているということは，初めてのことに對する不安はあるが，裁判員裁判を行っていくなかで，義務や責任を果たすというような考え方にスイッチしてきたのではないかと思う。

・国民の負担ということがよく言われているが，国民の負担を軽くすること

と、審理を的確に行うことは相反することもあり得ると思う。どちらが重要かと考えると、被告人や被害者がいるのであれば、より短い時間であっても、可能な限り十分な議論が尽くせる時間が必要である。大きな目で見ると、2日間や3日間で終局させるというのはあまり関係ないのではないか。裁判員や補充裁判員の方々は貴重な時間を割いて裁判に臨むので、時間がないから十分な議論ができないということではなく、できればきちんとした審理を行い、お互いに有意義な時間になるような進め方が良いのではないか。

- ・選ばれた裁判員で判決まで行うということだと、例えば、被告人に精神鑑定が必要であったり、審理日数が長い事件を1組の裁判員で判決まで行うというのは疑問が残る。

- ・裁判員制度に我々一人一人がどう向かっていくかという教育が大事である。

- ・性犯罪事件において、被害者はどの程度保護されるのか。

- ・裁判員制度は、まめにアンケートを取りながら不都合な部分を取り除いていくことを繰り返し行っていく必要がある。

- ・制度がスタートしたばかりで、関心が高いから協力してもらっているが、時間が経つと、逆に自分の都合を優先する人が増え、そう簡単にはいかないだろうと思う。

- ・検察官はパワーポイントを使用した説明があったが、弁護士はただ話すだけというアンケートもあった。表現力は重要だがそれが全てではないと思う。また、それだけで有利、不利が決まってしまうのも困るという思いもある。

- ・茨城県は広いので、古河や大子などは、東京のようにどこからでも公共交通機関ですぐ来られるわけではない。高齢者等の交通弱者のアクセスをどうするかが非常に大きな問題である。

- ・現代人は、聞いて組み立てることが苦手な人が増えているので、弁護士も努力が必要だと思う。

・裁判所及び検察庁が、裁判員制度を早く円滑に安定させようと努力している結果がアンケートに出ていると思う。

・新聞記事で、殺人事件の被告が、裁判員が全員若くて高齢者の気持ちが分かってもらえないと言っているという記事があった。実際にはそういうことに左右されることはないと思うが、被告としてはそういう印象を持ち、裁判員の構成に疑問があったのだらうと思う。

・性犯罪事件で、裁判員から被告人に対し、むかつくという発言があったが、裁判員も冷静でいられないことを考えると、性犯罪に関する事件が裁判員制度になじむかどうかについては議論の余地があるのではないか。

・知的障害の方が性犯罪を起こしてしまう場合もあるが、その場合には一般市民の常識を裁判に取り入れるというだけでは足りない面もあるので、裁判員裁判がどう行われるか注意深く見ていきたい。

・裁判員制度が始まる前には、法律知識がないとダメだとか、犯罪についての専門知識がないと判断できないという声が多いという報道もあったが、裁判員裁判に参加したことによって、刑事事件は対岸の火事ではなく、自分の社会の中で起きていることなんだと分かってきたのではないか。そういう社会の成り立ちに私たち自身も関わってきたということを認識し、国や社会のこれからのことも私たち一人一人が考えていかなければいけないんだと意識するという意味でも裁判員制度は良かったと思う。

・模擬裁判では、時間的制約の中で強引に話しがまとまったこともあったが、本番の裁判員裁判で議論ができない雰囲気があってはまずいので、時間にとられて、評議がおろそかにならないことを願っている。

・「出頭」という表現が使われることがあるが、一般の人々の中には違和感を覚える人もいると思われるので、一般の人々に向けた文書などで表現する際には気を付ける必要がある。

・裁判員制度について、弁護士は少し出遅れていると思う。弁護士は、他の

事件も持っていて大変だろうが、被告人の権利を保護する唯一の立場として、目で見えて理解できるよう、メディアによって印象付けられた当初の被告人の悪い印象を押し戻す仕事をしなくてはならない。

・実際に裁判を担当した裁判官が裁判員制度について苦労しているところは何かという点についても興味がある。

・裁判官は裁判員とのコミュニケーションをうまくとらなくてはならないと思うが、どのように工夫するのか。

・多数の事件で起訴されている同一被告人については、それぞれの事件につき裁判員を選任するのか、それとも同じ裁判員が全ての事件を審理することになるのか。

## 5 次回期日等

(1) 平成22年5月24日(月)午後1時30分

(2) 次回意見交換テーマ

ア 裁判員制度の実施状況について

イ その他